

特待生制度

出願時に一定の基準を満たした方は、特待生として申し込みができる制度です。
選考により認定された方は合格ランクに応じて免除特典が与えられます。

特待生制度名	免除特典
JO-BI特待生制度	Aランク15万円免除・Bランク10万円免除・Cランク5万円免除
JO-BI自己推薦特待生制度	Bランク10万円免除・Cランク5万円免除
JO-BI公務員試験特待生制度	Bランク10万円免除・Cランク5万円免除 ※公務員採用試験一次試験合格者は申し込み時点でCランク5万円免除が保証されます。
JO-BI一人暮らし支援特待生制度	20万円×修業年限免除・10万円×修業年限免除 ※申し込み時点で「10万円×修業年限免除」が保証されます。
JO-BIキャリア支援特待生制度	Aランク15万円免除・Bランク10万円免除・Cランク5万円免除
JO-BI指定校特待生制度	10万円保証 試験結果により、さらに学費免除を目指せます。 高校宛て書類をご確認ください。

各特待生制度の詳細はP7～8をご覧ください。

地方自治体・各種団体・企業の奨学金



【市町村の奨学金制度 一例】

奨学金制度	貸与額(月額)	金利	返済期間	問い合わせ先
本宮市未来担い手奨学金	50,000円	無利子	卒業の月の6ヶ月後から10年以内 【返還の免除制度有】	本宮市教育委員会 教育部 教育総務課 総務係 TEL:0243-24-5441
いわき市奨学資金奨学生	40,000円	無利子	貸与終了月の6ヶ月後から10年以内	いわき市教育委員会事務局 教育政策課 TEL:0246-22-7540
白河市奨学資金(貸与型)	40,000円以内	無利子	卒業の月または貸与の終了した月の6ヶ月後から15年以内 【返還の免除制度有】	白河市教育総務課総務係 TEL:0248-28-5540

※募集期間、申込資格、返還の免除制度など詳しい内容は各自治体にお問い合わせください。

保育士 修学資金貸付制度	保育人材の確保並びに定着を図るため、保育士資格を取得し、福島県内の保育所等において働きたいという意欲をもった学生のみなさんを対象にした修学資金の貸し付けを福島県社会福祉協議会において実施しています。 【対象学科】 こども保育科、幼児教育・大学科 【貸付内容】 (当該年度に指定養成施設に入学した方が対象) 修学資金・・・・・・月額 5 万円以内 ※(修学期間 2 年間の場合) * 入学準備金・・・・・・20 万円以内 (任意) * 就職準備金・・・・・・20 万円以内 (任意) ※修学期間 2 年を超える場合、120 万以内であれば 2 年を超えて貸付可能です。 ※保育士として登録後、福島県内の施設で保育士業務に従事し、かつ継続して 5 年間従事すること。 ※養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行うこと。 ※福島県社会福祉協議会からの通知をもって募集となります。提出された書類の審査等により、貸与者を決定いたします。審査の結果、不採用となる場合もあります。
-------------------------	---

教育訓練給付制度

働く人のキャリアアップ、キャリアチェンジを応援する制度です。

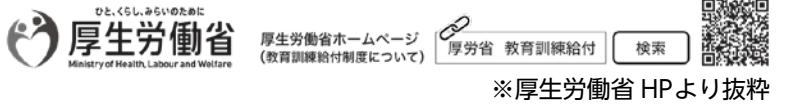
教育訓練の種類	給付	学校と学科	支給対象者 ※1	
			在職中	離職中
L 専門実践教育訓練	在学中 教育訓練経費(学費等)の 50% (最大) 支給 80万円(最大) (年間上限40万円×2年間)	国際ビジネス公務員大学校 ・こども保育科 国際アート & デザイン大学校 ・グラフィックデザイン科 ・ペット総合科 国際情報工科自動車大学校 ・2 級自動車工学科 ・情報システム科 ・放射線工学科 ・電気電子工学科 ・ドローンスペシャリスト科 ・情報システム工学科 2 年制 国際医療看護福祉大学校 ・看護学科 ・介護総合マネジメント学科	受講開始日時 点で雇用保険 の被保険者で あった期間が 2 年以上	受講開始日が 離職した日の 翌日から 1 年 以内 受講開始日時 点で雇用保険 の被保険者で あった期間が 2 年以上
	卒業後 追加で教育訓練経費 (学費等)の30% ★ 支給 32万円(最大) (年間上限16万円×2年間)			
	合計 学費(入学金・授業料) の80% 支給 128万円(最大) (年間上限64万円×2年間)			
M 教育訓練支援給付金 ※2	離職前の基本手当の日額の 60%相当		×	○※3

※1 初めて受講する場合です。 ※2 専門実践教育訓練を受講する方を対象とした給付金です。
※3 そのほかにも条件があります。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

教育訓練給付の支給を受けるまでの流れ



※1 受給資格確認は、専門実践教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合に必要な手続きです（一般教育訓練を受講する場合は必要ありません）。
※2 専門実践教育訓練の場合は 6 か月ごとの支給申請により給付を受けられます（特定一般教育訓練及び一般教育訓練の場合は訓練終了後に一括で支給申請）



給付金手続き
の注意事項

専門実践教育訓練給付金制度の手続きは必ず、受講開始日(対象校入学)の1ヵ月前までに行う必要があります。対象校に進学を希望している方で、専門実践教育訓練給付金制度の条件に当てはまる方は、ハローワークで申請手続きを行ってください。